

一 今後の臨時休業には半日分補助の事  
ヲ提示シタルニ大杉ハ労働者側ノ誠意ヲ認メ難シト一蹴  
セリ

B 十六日十七日ノ両日ニ亘リ工場主側ハ吉村勇ヲ代理トシ  
労働者側ハ吉本英一外四名ヲ代表トシ数回折衝シタルカ  
事業主側ハ

一 飯首者六名たる事

一 解雇手當は一ヶ月分支給の事

一 償銀値下は最初の申出を全部承認する事

一 争議費用並ニ罷業中の日給に付ては一括して金一封支  
給す

ト主張シ

労働者側ハ

一 飯首者六名を承認す

一 解雇手當百二十日分支給

一 償銀一割五分より最低五分減を承認す

一 罷業中の日給金額支給

一 今後絶對に飯首者を出さざる事

一 今後臨休を為さざる事

ヲ主張シテ相互ニ譲ラスレテ行狀ノ状態ニアリ

八日労働者側ハ當廳調停課ニ出頭調停ヲ願出シリ

右及申(通報候也)